

依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規則（規則第百五十四号）中一部改正

依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規則（規則第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三に次の一項を加える。

2 規程第四条第三項各号に掲げるもの及びその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の子会社をいう。）は、前項の規定の適用については、自然人とみなす。

第十一条の見出しを「年次報告書の様式」に改め、同条第二項を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第11条関係）

年次報告書

弁護士会会長 殿

私（当法人）は、依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規程（以下「規程」といいます。）第11条の規定に基づき、次の報告期間における同条第1項各号に掲げる事項について下記のとおり報告します。

報告期間： 年4月1日から 年3月31日まで

記

第1 弁護士等としての執務状況

報告期間内における弁護士等としての執務状況（規程第11条第1項第1号）は、次のとおりです。

（該当する項目のいずれかにを付けてください。）

- ① 一部又は全期間を通じて弁護士等の職務を行っていました。→第2へ
- ② 全期間を通じて組織内弁護士等（規程第10条）としてその属する組織の業務のみを行っていました。→第3へ
- ③ 次の事由（弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人についてはその社員に係る事由をいいます。）により、全期間を通じて弁護士等の職務を行いませんでした。→第6へ
 - ア 高齢 イ 出産 ウ 育児 エ 疾病 オ 傷害
 - カ 留学
 - キ その他の事由（以下に具体的にお書きください。）

第2 本人確認等の措置の実施状況

本人確認等の措置（規程第2条から第5条まで）の実施状況（規程第11条第1項第2号）は、次のとおりです。

- 1 規程第2条から第4条までの規定に基づく本人特定事項等の確認を要する法律事務等が

① ありませんでした。→5へ

② ありました。→2へ

(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

注1：「本人特定事項等」とは、以下の項目をいいます。

- A) 本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居及び生年月日、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在場所）（規程第2条第1項第1号）
- B) 依頼の目的（規程第2条第1項第2号）
- C) 職業（依頼者が自然人である場合）又は事業の内容（依頼者が会社又は団体等である場合）（規程第2条第1項第3号）
- D) 依頼者が会社又は団体等である場合には、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者（実質的支配者）であると弁護士等が判断する自然人の本人特定事項（規程第2条第1項第4号、この規則第2条の3）

注2：本人特定事項等の確認は、受任時ではなく、資産管理行為等又は特定の取引等の準備若しくは実行をするに際して必要になります。したがって、資産管理行為等又は特定の取引等の準備若しくは実行が報告期間に含まれる場合には、受任日が報告期間前であったとしても報告の対象となりますので、選択肢②に☑を付けてください。

注3：本人特定事項等の確認の要否にかかわらず全件確認している場合であっても、報告期間中に本人特定事項等の確認を要する法律事務等がなかったときは、選択肢①に☑を付けてください。

注4：本人特定事項等の確認が必要な具体例

■金200万円以上の資産を預かる場合

- ・裁判手続を経ずに過払金の支払を請求し、金融業者から預り金口座へ支払を受ける場合
- ・裁判手続を経ずに交通事故による損害賠償請求をし、保険会社等から預り金口座へ支払を受ける場合
- ・裁判手続を経ずに遺産分割協議を行い、依頼者又は相手方の支払う代償金を預かる場合

■特定の取引等の準備又は実行をする場合（金員の預託を受けない場合を含む。）

- ・遺産分割に当たり、不動産を売却する場合
- ・会社の設立手続を代理する場合
- ・会社のM&Aに関与する場合

※その他の特定の取引等に該当する場合については、規程第2条第3項をご参照く

ださい。なお、日本弁護士連合会は、「依頼者の本人特定事項等の確認等に関するチェックリスト」や「依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存のためのモデル書式」をご用意しておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

2 規程第2条から第4条までの規定に基づく本人特定事項等の確認の実施状況は、次のとおりです。

- ① 本人特定事項等の確認を要すると判断した場合に、確認が必要な本人特定事項等の項目の全部について、確認しました。
- ② 本人特定事項等の確認の要否にかかわらず全件において、確認が必要な本人特定事項等の項目の全部について、確認しました。
- ③ 確認が必要な本人特定事項等の項目のうち全部又は一部について、確認を実施しませんでした。

(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

注：以下の「本人特定事項等」について、確認が必要な項目のうち1項目でも確認を行っていない場合、選択肢③に☑を付けてください。

- A) 本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居及び生年月日、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在場所）（規程第2条第1項第1号）
- B) 依頼の目的（規程第2条第1項第2号）
- C) 職業（依頼者が自然人である場合）又は事業の内容（依頼者が会社又は団体等である場合）（規程第2条第1項第3号）
- D) 依頼者が会社又は団体等である場合には、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者（実質的支配者）であると弁護士等が判断する自然人の本人特定事項（規程第2条第1項第4号、この規則第2条の3）

3 依頼者が会社又は団体等である場合における、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者（実質的支配者）であると弁護士等が判断する自然人についての本人特定事項の確認の実施状況は、次のとおりです。

(1) 実質的支配者が誰かの確認を

- ① 依頼者からの申告により確認しました。
- ② 依頼者に資料の提出（主な資料の例は、以下のとおり。）を求め、確認しました。

- 株主名簿

- 有価証券報告書
 - 法人税確定申告書の別表
 - 公証人の定款認証における実質的支配者となるべき者の申告書
(注3を参照)
 - 実質的支配者リスト(注4を参照)
- ③ 利用可能なデータベース等を利用して確認しました。
- ④ その他(以下に具体的にお書きください。)

- ⑤ 実質的支配者の確認が必要な依頼者がいましたが、実質的支配者が誰かの確認は行っていません。
- ⑥ 実質的支配者の確認が必要な依頼者がいなかったため、実質的支配者が誰かの確認は行っていません。

(該当する項目の全てに☑を付けてください。)

注1: 依頼者が会社又は団体等である場合においては、①実質的支配者(その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者であると弁護士等が判断する自然人)が誰かを判断した上で、②その者の本人特定事項を確認することが必要となります。

注2: 選択肢①～③記載の手段を用いることが義務付けられているものではありません。選択肢①～③に該当しない場合は、選択肢④を選択し、その方法を簡潔にお書きください。

注3: 法人設立時の定款認証において、公証人が囑託人に対して実質的支配者となるべき者を申告させる制度(公証人法施行規則第13条の4第1項)に基づく申告書

注4: 株式会社(特例有限会社を含む。)が、商業登記所の登記官に対し、当該株式会社が作成した実質的支配者に関する情報を記載した書面を所定の添付書面とともに提出し、その保管及び登記官の認証文付きの写しの交付の申出を行うことができることとする制度(商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則(2022年1月31日運用開始))に基づくリスト

(2) 実質的支配者の本人特定事項の確認を

- ① 依頼者の本人特定事項の確認と同様の方法により確認しました。

- ② 依頼者からの申告により確認しました。
- ③ その他（以下に具体的にお書きください。）

- ④ 実質的支配者の確認が必要な依頼者がいましたが、実質的支配者の本人特定事項の確認は行っていません。
- ⑤ 実質的支配者の確認が必要な依頼者がいなかったため、実質的支配者の本人特定事項の確認は行っていません。

（該当する項目の全てに☑を付けてください。）

注：選択肢①又は②記載の手段を用いることが義務付けられているものではありません。選択肢①又は②に該当しない場合は、選択肢③を選択し、その方法を簡潔にお書きください。

4 規程第3条の規定に基づく厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる場合における本人特定事項等の確認を要する法律事務等が

- ① ありませんでした。
- ② ありましたので、規程第3条の規定に基づく本人特定事項の確認並びに資産及び収入の状況の確認を行いました。
- ③ ありましたが、規程第3条の規定に基づく本人特定事項の確認並びに資産及び収入の状況の確認又はそのいずれかを行っていません。
- ④ 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる場合か否かを確認していません。

（該当する項目のいずれかに☑を付けてください。）

注：厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる場合

- なりすましの疑いがある場合（規程第3条第1号参照）
- 取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある場合（規程第3条第2号参照）
- 依頼者が外国 P E P s（外国の元首又は外国の政府等の機関において重要な地位を占める者やその親族等）である場合（規程第3条第3号イ～ハ、この規則第5条第1項参照）
- イラン又は北朝鮮に居住し、又は所在する者が関与する場合（規程第3条第4号、この規則第5条第2項参照）

- 5 報告期間及び報告期間前に規程第2条から第4条までの規定に基づく本人特定事項等の確認を行った場合における規程第5条の規定に基づく本人特定事項等の確認記録及び取引記録の保存の実施状況は、次のとおりです。

(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

- ① 本人特定事項等の確認記録並びに資産管理行為等及び取引等の取引記録の両方を保存しています(規程第5条第1項及び第2項)。
- ② 本人特定事項等の確認記録のみ保存しています(規程第5条第1項)。
- ③ 資産管理行為等及び取引等の取引記録のみ保存しています(規程第5条第2項)。
- ④ 記録の保存は、実施していません。

注1：第2の1で選択肢①を選択した場合であっても、報告期間前に本人特定事項等の確認、資産管理行為等又は一定の取引等の準備若しくは実行をしているときには、これらに係る確認記録及び取引記録の保存状況に関し、選択肢①～③のいずれかを選択してください。

注2：第2の1で選択肢①を選択した場合であって、報告期間前にも本人特定事項等の確認を要する法律事務等がなかった、過去に行った本人特定事項等の確認を要する法律事務等について報告期間前に記録の保存期間(終了後5年間。規程第5条)を経過している等の事情により、規程第5条に基づく記録の保存をしていないときは、選択肢④に☑を付けてください。

注3：規程第5条は、確認記録及び取引記録の双方の保存を義務付けています。規程第5条に従い、確認記録及び取引記録の双方とも保存している場合には、選択肢①に☑を付けてください。

第3 依頼の際及び依頼を受けた後の適切な対応の実施状況

I 依頼の際の適切な対応

依頼の際の適切な対応(規程第6条)の実施状況(規程第11条第1項第3号)は、次のとおりです。

- 1 法律事務の依頼を受けるに際し、当該依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて
- ① 検討しました。→2へ
- ② 法律事務の依頼がありましたが、検討しませんでした。→IIへ

③ 法律事務の依頼がなかったので、検討しませんでした。→IIへ
(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

2 検討の結果、その目的が犯罪収益の移転に関わるものであると判断した依頼は、
 ① ありました。→3へ
 ② ありませんでした。→IIへ
(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

3 依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると判断した依頼について、次のとおり対応しました。
(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

- ① 受任を拒否しました。
- ② 受任を拒否しませんでした。
- ③ 受任を拒否した依頼と拒否しなかった依頼があります。

II 依頼を受けた後の適切な対応

依頼を受けた後の適切な対応（規程第7条）の実施状況（規程第11条第1項第3号）は、次のとおりです。

1 依頼者から法律事務の依頼を受けた後に、当該依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知った案件は、
 ① ありました。→2へ
 ② ありませんでした。→第4へ
(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

2 依頼を受けた後に依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知り、次のとおり対応しました。
(該当する項目の全てに☑を付けてください。)

- ① 違法であることを説明し、その目的の実現を回避するよう説得したところ、依頼者は説得に応じてくれました。→第4へ
- ② 違法であることを説明し、その目的の実現を回避するよう説得したものの、依頼者が説得に応じてませんでした。→3へ
- ③ 違法であることを説明したものの、その目的の実現を回避するよう説得しませんでした。→第4へ
- ④ 違法であることを説明せず、その目的の実現を回避するよう説得もしま

せんでした。→第4へ

注：選択肢②に☑を付けた場合は、次の質問3にもご回答ください。

3 依頼を受けた後に依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知り、目的の実現を回避するよう依頼者を説得したものの、説得に応じない依頼者について、次のとおり対応しました。

(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

- ① 辞任しました。
- ② 辞任しませんでした。
- ③ 辞任した依頼と辞任しなかった依頼があります。
- ④ その他（以下に具体的にお書きください。）

第4 法律事務以外で金員等を預かる際の適切な対応の実施状況

弁護士等の職務の中で、法律事務以外で金員等を預かる際の適切な対応（規程第8条）の実施状況（規程第11条第1項第4号）は、次のとおりです。

- 1 法律事務に関連することなく、金員等の資産を預かることを依頼されたことは、
 ① ありました。→2へ
 ② ありませんでした。→第5（第1②に☑を付けた組織内弁護士等は末尾の報告年月日欄）へ

(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

2 金員等の資産を預かることを依頼された際、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かを
 ① 検討しました。→3へ

② 検討しませんでした。→4へ

(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

3 検討の結果、その目的が犯罪収益の移転に関わるものであると判断した依頼は、
 ① ありました。

② ありませんでした。

(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

- 4 法律事務に関連することなく、金員等の資産を預かることを依頼され、その依頼を ① 受けました。(→第1②に☑を付けた組織内弁護士等は8へ)
 ② 受けませんでした。→第5 (第1②に☑を付けた組織内弁護士等は末尾の報告年月日欄) へ
 ③ 受けた依頼と受けなかった依頼があります。(→第1②に☑を付けた組織内弁護士等は8へ)

(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

- 5 法律事務に関連することのない金員等の資産を預かる際、当該資産を預けようとする者の本人特定事項等の確認を ① 行いました。→6へ
 ② 行いませんでした。→7へ
 ③ 行った依頼と行わなかった依頼があります。→6へ

(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

- 6 法律事務に関連することのない金員等の資産を預かり、本人特定事項等の確認を行った際に交付を受けた書類（運転免許証の写し等）について
 ① 保存しました。
 ② 保存しませんでした。
 ③ 保存した依頼と保存しなかった依頼があります。

(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

- 7 法律事務に関連することのない金員等の資産を預かり、当該資産預託の概要が記載された書面について ① 保存しました。
 ② 保存しませんでした。
 ③ 保存した依頼と保存しなかった依頼があります。

(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

- 8 金員等の資産を預かった後、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知った案件は、 ① ありました。→9へ
 ② ありませんでした。→第5 (第1②に☑)

を付けた組織内弁護士等は末尾の報告年
月日欄)へ

(該当する項目のいずれかに☑を付けてください。)

9 預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知った後、次のとおり対応しました。

(該当する項目の全てに☑を付けてください。)

- ① 違法であることを説明し、その目的の実現を回避するよう説得したところ、金員等の資産を預けた者は説得に応じてくれました。
- ② 違法であることを説明し、その目的の実現を回避するよう説得したものの、金員等の資産を預けた者が説得に応じませんでした。
- ③ 違法であることを説明したものの、その目的の実現を回避するよう説得しませんでした。
- ④ 違法であることを説明せず、その目的の実現を回避するよう説得もしませんでした。
- ⑤ その他の対応 (以下に具体的にお書きください。)

(→第1②に☑を付けた組織内弁護士等は、第5及び第6を回答せず末尾の報告年月日欄へ)

第5 本人確認等の措置を的確に行うための措置の実施状況

本人確認等の措置を的確に行うための措置 (規程第9条及びこの規則第10条) の実施状況 (規程第11条第1項第5号) は、次の選択肢①～⑩のとおりです。

本人確認等の措置を的確に行うための措置として次の措置を講じています。

(該当する項目の全てに☑を付けてください。)

- ① 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置
- ② 事務職員に対する教育訓練の実施
- ③ 本人確認等の措置の実施に関する規程の作成
- ④ 本人確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任

- ⑤ 自らが行う資産管理行為等及び取引等の準備又は実行について調査し、及び分析すること並びに当該調査及び分析の結果について、必要に応じて見直しを行い、及び変更を加えること。
- ⑥ 犯罪収益移転危険度調査書及び日本弁護士連合会が策定する弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書の内容を勘案し、本人確認等の措置を行うに際して必要な情報の収集、整理及び分析を行うこと。
- ⑦ 自らが行う資産管理行為等及び取引等の準備又は実行についての調査及び分析の結果を勘案し、確認記録及び取引記録を継続的に精査すること。
- ⑧ 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行について、犯罪収益移転危険度調査書及び日本弁護士連合会が策定する弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書の内容を勘案し、本人確認等の措置を行うに際して必要な情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載した書面を作成し、確認記録及び取引記録と共に保存すること。
- ⑨ 本人確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。
- ⑩ その他（以下に具体的にお書きください。）

→末尾の報告年月日欄へ

第6 規程第11条第1項第2号から第5号までに掲げる措置又は対応の不実施
(を付けてください。)

- 全期間を通じて弁護士等の職務を行っていないため、規程第11条第1項第2号から第5号までに掲げる措置又は対応を行っていません。

以上

報告年月日 年 月 日

氏名又は名称	登録番号又は届出番号
事務所名称	

事務所の所在場所

〒

注1：職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記入してください。

注2：弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合は、提出先の弁護士会の地域に所在する全ての事務所の名称及び所在場所を記入してください。

ご提供いただいた個人情報は、本会の個人情報に関する規程等に従い厳重に管理いたします。なお、個人情報は、統計的に処理し、及び分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

附 則

- 1 第二条の三第二項（新設）並びに第十一条の見出し及び同条第二項の改正規定は、令和六年十一月二十日から施行する。
- 2 別記様式の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。